

○熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例

昭和 45 年 7 月 6 日

条 例 第 32 号

(目的)

第 1 条 この条例は、駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号。以下「法」という。)の規定に基づき、建築物に附置する駐車施設について必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(平 14 条例 44・一部改正)

(用語の定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。
- (2) 駐車施設 自動車の駐車のための施設をいう。
- (3) 自動車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 9 号に規定する自動車のうち、自動二輪車(側車付きのものを除く。)以外のものをいう。
- (4) 駐車場整備地区 法第 3 条第 1 項に規定する駐車場整備地区をいう。
- (5) 特定用途 法第 20 条第 1 項の規定により駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号)第 18 条に規定する劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場の用途をいう。
- (6) 非特定用途 特定用途以外の用途をいう。
- (7) 特定部分 法第 20 条第 1 項に規定する特定部分をいう。
- (8) 非特定部分 特定部分以外の部分をいう。

(平 14 条例 44・一部改正)

(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)

第 3 条 駐車場整備地区内において、別表第 1 の 1 の項に掲げる用途に供する建築物で、同表の 2 の項に掲げる規模のものを新築し、又は当該規模となる増築をし、若しくは当該規模のものについて増築をしよう

とする者は、同表の3の項に定める基準により算定した規模以上の規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、その全部を非特定用途に供する建築物で特に駐車施設を附置する必要がないと市長が認めるものについては、この限りでない。

- 2 特定部分及び非特定部分を有する建築物については、その全部を特定用途に供する建築物とみなして前項の規定を適用する。この場合において、非特定部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積と特定部分の延べ面積との合計面積をその建築物の延べ面積とする。

(平 14 条例 45・一部改正)

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第4条 駐車場整備地区内において、建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が、別表第2の1の項に掲げるものとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。以下同じ。)をしようとする者又は特定部分の延べ面積が同表の1の項に掲げるものの建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、同表の2の項に定める基準により算定した規模以上の規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(平 14 条例 45・一部改正)

(建築物の敷地が地区の内外にわたる場合)

第5条 建築物の敷地が、駐車場整備地区及びそれ以外の地域の2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分の属する地区又は地域に当該建築物があるものとみなす。

(駐車施設の規模)

第6条 第3条及び第4条の規定により附置すべき駐車施設は、駐車のために供する部分を駐車台数1台につき幅2.5メートル以上奥行6メートル以上とし、自動車が無効に駐車し、かつ、出入りできるものでなければならない。

- 2 前項の規定は、特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車が無効かつ安全に駐車することができると市長が認めるものについては適用しない。

(駐車施設の附置の特例)

第7条 第3条及び第4条の規定により駐車施設を附置すべき者は、建築物の構造又は敷地の状態により駐車施設を附置することが著しく困難又は不相当と市長が認める場合は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設置することができる。

(適用除外)

第8条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途変更をしようとする者に対しては、第3条及び第4条の規定は適用しない。

2 この条例の施行後、新たに駐車場整備地区に指定された区域内において、当該地区に指定された日の翌日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該地区の指定前の例による。

3 この条例の施行後、新たに法第20条の規定に基づき、駐車施設を附置しなければならない地区に指定された地域内において、当該地区に指定された日の翌日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該地区の指定前の例による。

(届出義務)

第9条 第3条、第4条又は第7条の規定により駐車施設を附置し、又は設置しようとする者は、当該駐車施設の位置、規模及び構造等をあらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合もまた同様とする。

(駐車施設の管理)

第10条 この条例の規定により附置し、又は設置した駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第11条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理人から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして当該建築物若しくは当該駐車施設に立入り、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平 14 条例 44・一部改正)

(措置命令)

第 12 条 市長は、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 9 条及び第 10 条の規定に違反した者に対して、相当の期間を定め駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 前項の規定による措置の命令は、措置命令書により行うものとし、その様式は、規則で定める。

(平 10 条例 42・一部改正)

(罰則)

第 13 条 前条第 1 項の規定による市長の命令に従わなかった者は、10 万円以下の罰金に処する。

- 2 第 11 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提供を怠った者、虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3 万円以下の罰金に処する。

(平 14 条例 44・一部改正)

(両罰規定)

第 14 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の刑を科する。

(委任)

第 15 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和 45 年 10 月 1 日規則第 54 号で昭和 45 年 10 月 1 日から施行)

- 2 この条例の施行の際、現に指定されている駐車場整備地区内において、この条例の施行の日の翌日から起算して 6 月以内に建築物の新築、増築又は用途変更のための工事に着手した者については、第 3 条及び第 4 条の規定は適用しない。

附 則(平成 10 年 9 月 29 日条例第 42 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 24 日条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 25 日条例第 45 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1

(平 14 条例 44・平 14 条例 45・一部改正)

| | | | |
|---|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 建築物の用途 | 建築物の全部を特定用途に供するもの | 建築物の全部を非特定用途に供するもの |
| 2 | 建築物の規模 | 建築物の延べ面積(観覧場の屋外観覧席を含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く。下欄において同じ。)が 2,000 平方メートルを超えるもの | 建築物の延べ面積(駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く。下欄において同じ。)が 3,000 平方メートルを超えるもの |
| 3 | 駐車施設の規模の基準 | 建築物の延べ面積が 2,000 平方メートルを超える部分(延べ面積が 2,000 平方メートルを超えている建築物について増築する場合にあっては、その増築に係る部分)の面積に対して 300 平方メートルまでごとに 1 台 | 建築物の延べ面積が 3,000 平方メートルを超える部分(延べ面積が 3,000 平方メートルを超えている建築物について増築する場合にあっては、その増築に係る部分)の面積に対して 450 平方メートルまでごとに 1 台 |

別表第 2

(平 14 条例 44・平 14 条例 45・一部改正)

| | | |
|---|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 建築物の規模 | 特定部分の延べ面積(観覧場の屋外観覧席を含み、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く。下欄において同じ。)が 2,000 平方メートルを超えるもの |
| 2 | 駐車施設の規模の基準 | 特定部分の延べ面積が 2,000 平方メートルを超える部分(特定部分の延べ面積が 2,000 平方メートルを超えている建築物について、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加する場合にあっては、その増加する部分)の面積に対して 300 平方メートルまでごとに 1 台 |

○熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則
昭和 45 年 10 月 1 日
規 則 第 55 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例(昭和 45 年条例第 32 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(届出書の提出)

第 2 条 条例第 3 条、第 4 条又は第 7 条の規定により駐車施設を附置し、又は設置しようとする者が、条例第 9 条の規定により届出をする場合は、駐車施設設置(変更)届出書(様式第 1 号)に別表に掲げる図面(条例第 3 条又は第 4 条の規定により駐車施設を附置しようとする者については、別表ア欄に掲げる図面)を添えて市長に提出しなければならない。
(平 14 規則 83・一部改正)

(承認申請等)

第 3 条 条例第 7 条の規定により駐車施設を設置しようとする者が前条の規定により届出書を提出する場合は、あらかじめ駐車施設設置(変更)承認申請書(様式第 2 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合は、承認又は不承認の決定をし、その旨を駐車施設設置(変更)承認(不承認)通知書(様式第 3 号)により、当該申請者に通知しなければならない。
(平 14 規則 72・一部改正)

(身分証明書)

第 4 条 条例第 11 条第 2 項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 4 号)とする。

(措置命令書)

第 5 条 条例第 12 条第 2 項に規定する措置命令書の様式は、様式第 5 号とする。

附 則

この規則は、昭和 45 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 26 日規則第 72 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 27 日規則第 83 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

| 図面の種類 | | 明示すべき事項 |
|--------------------------|-------|-------------------------------------------------|
| ア 駐車施設 | 付近見取図 | 方位、道路、目標となる地物及び位置 |
| | 配置図 | 縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員 |
| | 各階平面図 | 縮尺、方位、間取及び規模並びに駐車施設内外の自動車の通路及び幅員 |
| イ 条例第 7 条に 規定する建築物 | 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員 |
| | 各階平面図 | 縮尺、方位、間取及び各室の用途 |